



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2009.3.9 No. 32 - 40

発行: 日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5 - 11 - 4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

日航 907 便事故裁判の無罪を求め IFATCA、IFALPA の代表と全運輸、安全会議、 航空連、日乗連合同で行った活動 (1)

IFALPA から Executive Vice President, Asia Pacific Region, Captain Stu Julian と、IFATCA から Executive Vice President, Professional Affairs, Mr. Scott Shallies の代表が来日し、全運輸労働組合、安全会議、航空連、日乗連は合同で、日航 907 便事故裁判の無罪を求め、1 月 29 日、最高裁、警察庁、運輸安全委員会、航空局に対し要請行動を行い、30 日は銀座のデモ行進とシンポジウムを行いました。

最高裁判所への要請

39 力国 168 通の IFALPA 署名と 847 通の日乗連署名

2001 年 1 月 31 日に発生した日航機ニアミス事故に関わる管制官二名は、二審の東京高等裁判所にて業務上過失傷害罪の有罪判決を受け、現在最高裁第一小法廷で審議が行われています。東京地裁では、航空システム内において発生したニアミス事故に対し「刑事責任を管制官や機長という個人に追及することは、相当でない」と、無罪の判決が下されましたが、東京高裁は「管制官は TCAS の発生を予見できた」「正しい管制指示と TCAS RA の指示方向とは矛盾しない」など、科学的に全く根拠のない判断に基づき逆転有罪の判決を下しました。

最高裁が上告を棄却し、二名の管制官に対する有罪の判決が確定すると、日本では航空機事故における刑事責任の追及が大きな脅威となり、事故の再発防止のために行う事故調査に対し重大な影響を与えざるを得ません。この影響は日本のみに留まらず、世界においても航空の安全確保に対し、由々しい問題となります。

IFALPA と IFATCA はこの様な状況を強く訴え、ICAO Annex13 の精神と条文を踏まえ、日航 907 便事故に対し慎重で公正な審理を求める要請書(注 1)をそれぞれ最高裁に提出しました。また、IFALPA は世界中の Pilot の協会及び IFALPA 役員から集めた、39 力国 168 通の要請署名を手渡し、世界の Pilot の声 (Global Voice of Pilot) をしっかりと届け、日乗連からも、皆様にご協力頂いた日本の Pilot の署名 847 通を届けました。

(注 1) IFALPA の提出した要請文については、「日航 907 便事故の無罪を求める活動(2) : IFALPA 要請書 (最高裁)」を参照して下さい。

